

審議会等の運営に関する指針

平成 20 年 6 月 4 日

告示第 118 号

第 1 趣旨

この指針は、四国中央市自治基本条例（平成 19 年四国中央市条例第 32 号。以下「自治基本条例」という。）第 25 条の規定に基づき、市政への市民参画の促進、審議会等の透明性の向上及び公正の確保を図るため、公募による市民委員（以下「公募委員」という。）の選任、会議の公開その他の審議会等の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

1 審議会等

この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された審議会、審査会等やその他の規則、訓令、要綱等に基づき設置する協議会、委員会等をいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 他の地方公共団体又は関係機関等の連絡調整を目的とするもの
- (2) 特定の事業又は業務を実施するために組織するもの
- (3) 市職員で組織するもの

2 市民

この指針において「市民」とは、自治基本条例第 2 条第 1 号に規定するものをいう。

第 3 委員構成等

1 基本原則

審議会等の運営及び委員の選任は、当該審議会等の設置目的に照らし、法令等に定めのあるものを除き、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公募委員を選任すること。
- (2) 15 人以内で組織すること。
- (3) 任期が連続して 3 期を超えないこと。
- (4) 同一の委員が同時に 4 を超える審議会等に属さないこと。
- (5) 団体推薦による選任は当該団体の代表者に限らないこと。
- (6) 男女比率の均衡を図ること。
- (7) 各界及び各層から広く選任すること。
- (8) 市の一般職員を選任しないこと。

2 公募委員の基準

- (1) 審議会等を新たに設置、既存の審議会等の委員の改選に当たっては、積極的に公募委員を選任するよう努めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募を行わないことができる。

ア 行政処分に関する審議等を行うもの

イ 法令等により委員の構成が限定されているもの

ウ その他公募が適当でないと認められるもの

- (2) 公募委員は、当該審議会等の定数が 10 人未満は 1 人以上、10 人以上は 2 人以上とする。

- (3) 公募委員が定数に満たなかったときは、指名その他の方法により選任することができる。

3 公募の方法

公募は、次に掲げる事項について市ホームページ等により広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 公募委員の数、任期及び報酬
- (3) 公募の要件及び期間
- (4) 選考方法
- (5) その他必要と認める事項

4 応募の方法

応募は、原則として次の事項を記載した書類等（以下「応募書類」という。）の提出により行うものとする。

- (1) 応募する審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、年齢、性別及び連絡先。ただし、市内に住所を有していない者は、勤務先又は就学先の名称及び所在地
- (3) 応募の理由
- (4) その他必要と認める事項

5 公募委員の選考方法等

公募委員の選考方法等は、次によるものとする。

- (1) 委員の選考は、応募書類による選考、面接、抽選又はこれらの方法を併用して行うものとする。
- (2) 公募委員を決定したときは、応募者全員に対して選考結果を速やかに通知するものとする。

第4 会議の公開

1 基本原則

審議会等の会議の公開に当たっては、次の事項を基本原則とする。

- (1) 審議会等の会議は、原則として公開すること。ただし、四国中央市情報公開条例（平成16年四国中央市条例第15号）第7条の規定に基づき公開しないことができる情報に該当する事項の審議等を行う場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) 会議の公開又は非公開の決定は、当該審議会等がその会議において行うこと。
- (3) 会議の公開は、審議会等の傍聴及び会議録の公開等の方法によること。

2 会議の事前周知

会議の開催に当たっては、公開又は非公開にかかわらず、次の事項を市ホームページ等により、あらかじめ公表すること。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題

- (5) 傍聴人の定員及び傍聴手続
- (6) 公開又は非公開の別（非公開とする場合はその理由）
- (7) その他必要と認める事項

3 会議の傍聴

- (1) 会場に一定数の傍聴席を設けること。
- (2) 当該会議に付する会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供すること。
- (3) 会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の秩序維持に努めること。

4 会議録の作成及び公表

- (1) 審議会等の会議については、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成すること。
- (2) 会議録は、次の事項を市ホームページ等により、これを公開すること。ただし、当該会議録が非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公開しない。
 - ア 審議会等の会議の名称
 - イ 開催日時
 - ウ 開催場所
 - エ 公開又は非公開の別
 - オ 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
 - カ 出席者氏名
 - キ 傍聴人数（会議を公開した場合に限る。）
 - ク 議題及び審議の概要
 - ケ その他必要と認めた事項

- (3) 会議録の作成及び公表内容は、当該審議会に諮るものとする。

5 運用状況の公表

審議会等の運用状況は、毎年度、市ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。